

運賃協議分科会の設置について

1 背景

令和5年4月の道路運送法の改正（同年10月1日施行）により、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等を定めようとする場合は、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、同法第9条第4項に規定する協議会での協議が必要となった。

本市においては、マイタウン・バス等の運行形態、運行時刻および運賃等について協議を行っていたところであるが、法改正の趣旨を踏まえ、本協議会の下部組織として、当該運賃等に係る協議を行うための「運賃協議分科会」を新たに設置することとし、合わせて関係する要綱等を一部改正しようとするものである。

2 運賃協議分科会設置規約の設定（案）

秋田市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置規約（案）……………資料4-1

3 運賃協議分科会の設置に伴う関係要綱等の一部改正（案）

秋田市地域公共交通協議会設置要綱（案）……………資料4-2

秋田市地域公共交通協議会規約（案）……………資料4-3

秋田市地域公共交通協議会委員の報酬および費用弁償に関する規程（案）
……………資料4-4

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会設置規約（案）……………資料4-5

参考 道路運送法の改正内容

参考資料4のとおり

秋田市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置規約（案）

（設置）

第1条 秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第6条の規定に基づき、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第9条第4項に規定する路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃および料金（以下「運賃等」という。）に関する事項を処理するため、秋田市地域公共交通協議会運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 分科会は、次に掲げるものを処理する。

- (1) 路線等に係る運賃等に関する事項
- (2) その他分科会が必要と認める事項

（組織）

第3条 分科会は、運送法第9条第4項各号に掲げる者をもって組織する。

- 2 前項に規定する分科会の委員は、協議会の委員の任期満了をもって解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第4条 分科会の会長は、運送法第9条第4項第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 分科会は、会長が招集する。

- 2 分科会は、委員の過半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事において議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 委員は、分科会に代理人を出席させることができる。

(公開)

第6条 分科会は、原則として非公開とする。ただし、分科会に関する情報は秋田市のホームページ等を利用して公表する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年 月 日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

秋田市地域公共交通協議会設置要綱（案）

平成19年9月20日
市長 決 裁

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（分掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 法第5条第1項に規定する地域公共交通計画としての「第3次秋田市公共交通政策ビジョン」（以下「第3次ビジョン」という。）の実施に関する事。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域公共交通会議としての地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進および地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関する事。

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者につき市長が委嘱し、又は任命する委員（以下「委員」という。）25人以内をもって組織する。

- (1) 市長が指名する秋田市職員
- (2) 関係する公共交通事業者およびその組織する団体、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、道路管理者その他第3次ビジョンに定めた事業を実施すると見込まれる者
- (3) 公安委員会又は秋田県警察
- (4) 住民又は利用者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者
- (7) その他協議会の運営上必要と認められる者

2 市長は、前条に規定する協議を行う旨を前項第2号に掲げる者に通知

しなければならない。

3 前項の規定により通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

4 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

4 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(監査員)

第5条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告するものとする。

(分科会)

第6条 協議会は、バス路線の再生に関する専門の事項その他の事項を処理するため必要があるときは、分科会を置くことができる。

2 分科会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(公開)

第7条 協議会は、原則として公開とするとともに、協議会に関する情報は秋田市のホームページ等を利用して公表する。

(事務局)

第8条 協議会および分科会の事務局は、都市整備部交通政策課に置く。

2 事務局の職員は、都市整備部交通政策課の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第2条第4項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の施行日（平成19年10月1日）をもって、協議会を同法第6条第1項に規定する協議会として、ビジョンを同法第5条第1項に規定する地域公共交通総合連携計画として位置づけるものとする。

附 則（平成20年5月27日）

この要綱は、平成20年5月27日から施行する。

附 則（平成21年5月1日）

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

秋田市の明日の公共交通を考える懇談会設置要綱は廃止する。

附 則（平成27年1月26日）

この要綱は、平成27年1月26日から施行する。

附 則（平成28年5月27日）

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日）

この要綱は、令和5年2月28日から施行する。

附 則（令和6年 月 日）

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

秋田市地域公共交通協議会設置要綱

新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第5条 (略) (分科会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 分科会の設置に関し必要な事項は、 <u>別に定める。</u></p> <p>(公開)</p> <p>第7条 協議会は、原則として公開とするとともに、協議会に関する情報は秋田市のホームページ等を利用して公表する。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (分科会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 分科会は、委員が所属する団体等から推薦する者（以下「分科会委員」という。）をもって組織する。 <u>3 分科会委員は、会長の任期満了をもって解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>(公開)</p> <p>第7条 協議会および分科会は、原則として公開とするとともに、協議会および分科会に関する情報は秋田市のホームページ等を利用して公表する。</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市地域公共交通協議会規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、秋田市地域公共交通協議会設置要綱第9条の規定により、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 「第3次秋田市公共交通政策ビジョン」の実施に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項
- (3) 自家用有償旅客運送（福祉有償運送を除く。）の必要性および旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（議事）

第3条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事において議決を要する事項については、特別の定めがある場合を除くほか、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 学識経験者として委嘱された委員以外の委員は、協議会に代理人を出席させることができる。

（特別の議決）

第4条 第2条第1号に掲げる事項において、議決を要する事項については、出席委員の3分の2以上で決する。

（協議結果の取扱い）

第5条 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

（分科会の協議結果の取扱い）

第6条 秋田市地域公共交通協議会設置要綱第6条に定める分科会において協議が整った事項については、協議会の議決事項とする。この場合において、分科会会長は、協議会に当該協議の結果を報告するものとする。
(経費)

第7条 協議会の経費は、負担金、補助金およびその他の収入をもって充てる。
(財務に関する事項)

第8条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成および現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(事務の委任)

第9条 協議会は、第2条に定める協議事項に係る契約その他の財務に関する事務の一部を秋田市に委任できるものとする。

(報酬等)

第10条 委員等は、会議等に出席したときは報酬等の支給を受けることができる。

2 前項に定める報酬等の額およびその支給方法は、会長が協議会に諮って定める。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年2月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。

秋田市地域公共交通協議会規約
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略) (協議事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域の実情に応じた適切な<u>旅客</u> <u>運送</u>の態様および運賃・料金等に 関する事項</p> <p>(3) <u>自家用有償旅客運送</u> (福祉有償 <u>運送を除く。)</u> の必要性および旅 客から収受する対価に関する事項</p> <p>(4) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (協議事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域の実情に応じた適切な<u>乗合</u> <u>旅客運送</u>の態様および運賃・料金 等に関する事項</p> <p>(3) <u>市運営有償運送</u>の必要性および 旅客から収受する対価に関する事 項</p> <p>(4) (略)</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市地域公共交通協議会委員の報酬および費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、秋田市地域公共交通協議会規約第10条の規定に基づき、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の委員の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 秋田市地域公共交通協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項各号に規定する委員（同項第1号、第3号および第6号の委員ならびに第2号の道路管理者を除く。）が協議会の会議に出席した場合に報酬を支払うこととし、その額は日額7,000円とする。

（費用弁償）

第3条 協議会の会長および委員ならびに監査員が、協議会の職務を行うために秋田市以外の地域に出張したときは、費用弁償として、秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）に規定する市長等の受ける旅費に相当する額を支給する。

（支給方法）

第4条 前2条に規定する報酬および費用弁償の支給方法は、秋田市の例による。

（分科会委員への適用）

第5条 前4条の規定は、要綱第6条の規定による分科会委員について適用する。ただし、要綱第3条第1項第1号、第3号および第6号の委員、同項第2号の道路管理者ならびに道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項第1号および第3号に掲げる者と同じ団体等に所属する者を除く。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、報酬および費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 2 月 17日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 月 日から施行する。

秋田市地域公共交通協議会委員の報酬および費用弁償に関する規程
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略) (報酬)</p> <p>第2条 秋田市地域公共交通協議会設置要綱(以下「要綱」という。)第3条第1項各号に規定する委員(同項第1号、第3号および第6号の委員ならびに第2号の道路管理者を除く。)が協議会の会議に出席した場合に報酬を支払うこととし、その額は日額7,000円とする。</p> <p>第3条 (略) (支給方法)</p> <p>第4条 前2条に規定する報酬および費用弁償の支給方法は、秋田市の例による。 (分科会委員への適用)</p> <p>第5条 前4条の規定は、<u>要綱第6条の規定による分科会委員</u>について適用する。<u>ただし、要綱第3条第1項第1号、第3号および第6号の委員、同項第2号の道路管理者ならびに道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項第1号および第3号に掲げる者と同じ団体等に所属する者を除く。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (報酬)</p> <p>第2条 秋田市地域公共交通協議会設置要綱第3条に規定する委員(同条第1号、第3号および第6号の委員ならびに第2号の道路管理者を除く。)が協議会の会議に出席した場合に報酬を支払うこととし、その額は日額7,000円とする。</p> <p>第3条 (略) (支給方法)</p> <p>第4条 前条に規定する報酬および費用弁償の支給方法は、秋田市の例による。 (分科会委員への適用)</p> <p>第5条 前4条の規定は、<u>秋田市地域公共交通協議会設置要綱第6条の規定による分科会委員(第2条に定める委員が所属する団体等から推薦した者に限る。)</u>について適用する。</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会設置規約（案）

（設置）

第1条 秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第6条の規定に基づき、バス路線の再生に関する専門の事項を処理するため、秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会（以下「分科会」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 分科会は、秋田市地域公共交通協議会規約第2条第2号に掲げる事項を処理する。

（組織）

第3条 分科会は、協議会の委員と同じ団体等に所属する者であって、かつ、協議会の委員が所属する団体等から推薦された者をもって組織する。

2 前項に規定する分科会の委員は、協議会の委員の任期満了をもって解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第4条 分科会の会長は、協議会の会長をもって充てる。

- 2 会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 分科会は、会長が招集する。

- 2 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事において議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、分科会の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 分野が学識経験者の委員以外の委員は、分科会に代理人を出席させることができる。

(公開)

第6条 分科会は、原則として公開とするとともに、分科会に関する情報は秋田市のホームページ等を利用して公表する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年12月20日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年2月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会設置規約
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略) (協議事項)</p> <p>第2条 分科会は、<u>秋田市地域公共交通協議会規約第2条第2号に掲げる事項</u>を処理する。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第3条 分科会は、<u>協議会の委員と同じ団体等に所属する者であって、かつ、協議会の委員が所属する団体等から推薦された者をもって組織する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する分科会の委員は、協議会の委員の任期満了をもって解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略) (公開)</p> <p>第6条 分科会は、原則として公開するとともに、<u>分科会に関する情報は秋田市のホームページ等を利用して公表する。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (協議事項)</p> <p>第2条 分科会は、<u>協議会が協議する事項のうち次に掲げるものを処理する。</u></p> <p><u>(1) 秋田市地域公共交通協議会規約第2条第2号に規定するもののうちバス路線に関する事項</u></p> <p><u>(2) 秋田市地域公共交通協議会規約第2条第3号に規定するもののうちバス路線に関する事項</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略) (公開)</p> <p>第5条 分科会は、原則として公開とする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>以下 (略)</p>

道路運送法新旧対照表
(令和5年4月1日改正関係部分抜粋)

改正後	改正前
<p>(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)</p> <p>第九条</p> <p>4 <u>一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。</u></p> <p>一 <u>当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県</u></p> <p>二 <u>当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</u></p> <p>三 <u>当該路線等を管轄する地方運輸局長</u></p> <p>四 <u>第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者</u></p>	<p>(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)</p> <p>第九条</p> <p>4 <u>一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p>

道路運送法施行規則新旧対照表
(令和 5 年 4 月 1 日改正関係部分抜粋)

改 正 後	改 正 前
<p>第九条の二 削除</p>	<p>(法第九条第四項の協議が調ったとき) 第九条の二 法第九条第四項の協議が調ったときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会※において協議が調っているときとする。</p>

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会

秋田市地域公共交通協議会は、道路運送法に基づく地域公共交通会議と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会の 2 つの機能を併せ持つ。